

障害者差別解消法および対応指針について

三重県県土整備部・三重県健康福祉部

平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）では、事業者に対し、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮に努めるよう求めており、国土交通省は、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を策定しております。

また、三重県においては、健康福祉部障がい福祉課への相談窓口の設置、障がい者差別解消支援協議会の設置、普及・啓発活動の実施等、障がい者への差別解消へ向けた取り組みを進めているところです。

今般、県の設置する相談窓口において、賃貸物件への入居を希望する障がい者に対し、宅地建物取引業者による障がい者を理由とした不当な差別的取扱いが行われた旨の苦情が寄せられました。

つきましては、同法の理念をご理解いただき、障がい者の差別の解消に向けた配慮をお願いいたします。



「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より
(国土交通省HP：<http://www.mlit.go.jp/common/001108694.pdf>)

□差別的取扱いの具体例

- ・ 宅建業者が障がい者に対して「当社は障がい者向け物件は取り扱っていない」として話も聞かずに門前払いする。
- ・ 宅建業者が、賃貸物件の入居を希望する障がい者に対して、障がい（身体障害、知的障害、精神障害）その他の心身の機能の障がいがあることを理由に、賃貸人や家賃債務保証会社への交渉等、必要な調整を行うことなく仲介を断る。
- ・ 宅建業者が、障がい者に対して、「火災を起こす恐れがある」等の懸念を理由に、仲介を断る。
- ・ 宅建業者が、車いすで物件の内覧を希望する障がい者に対して、車いすで入室が可能かどうか等、賃貸人との調整を行わずに内覧を断る。
- ・ 宅建業者が障がい者に対し、障がい者を理由とした誓約書の提出を求める。

三重県本部青年部交流会開催報告

三重県本部青年部 森田会長

日 時：平成29年2月11日（土）

場 所：熱田神宮

青年部は新年に日本の心を感じ、一年を心穏やかに過ごせるよう神宮参拝を恒例行事として開催しています。昨年は伊勢神宮の外宮と内宮に参拝しました。特に内宮では特別参拝をさせていただき、身の引き締まる思いでした。

今年は伊勢神宮と深い関わりをもつ熱田神宮へ参拝し、参加者全員が心新たに一年間を穏やかに過ごすことを誓い合い、三重県本部、青年部のますますの発展を祈願しました。その後、蓬萊軒にて食事をとりながら懇親を深めました。

